

株式会社 JTB ベネフィット：「えらべる倶楽部育児補助券」についてのご案内

NPO法人フローレンスは、株式会社 JTB ベネフィットとのサービス提携により、保育ご利用時に、「えらべる倶楽部育児補助券」をご利用頂けます。

2種類の「えらべる倶楽部育児補助券」のご利用方法は以下のとおりです。

■緑色の「えらべる倶楽部 育児補助券」

1. ご利用内容：

- ①JTB ベネフィットの規定により、保育利用時の保育料にご利用いただけます。
(保育者交通費は対象外です。)
- ②月1回目の無料枠のあるプランの方は、無料枠の時間帯にはご利用いただけません。
- ③実際に現金を返金するのではなく保育料との相殺となります。
ご利用月の翌月ご請求金額から、クーポン料金を控除してご請求いたします。
- ④入会金・年会費・月会費・特約料などには、ご利用いただけません。

2. ご利用の手順：

- ①「えらべる倶楽部育児補助券」の会員氏名、会員番号が印字されていることを確認してください。
- ②発行日と有効期限をご確認いただき、ご利用日が有効期間内であることを確認してください。
有効期間内でなければご利用の対象となりませんので、ご注意ください。
有効期限は、発行日より6か月または、年度末の3月31日です。
- ③お子様のお名前、続柄、ご利用年月日を記入してください。
- ④保育当日に、保育者にお渡しください。(できるだけ朝の引き継ぎ時にご用意ください)
- ⑤保育者が保育終了時にご利用枚数分のサインをして、お持ち帰りいたします。

■青色の「えらべる倶楽部 育児補助券」

1. ご利用内容：

- ①JTB ベネフィットの規定により、保育利用時の保育料に「1日1家庭1枚」ご利用いただけます。
- ②保育利用時の保育料がクーポン金額を上回る場合にご利用いただけます。
(保育者交通費は対象外です。)
- ③月1回目の無料枠のあるプランの方は、無料枠の時間帯にはご利用いただけません。
※卒業生プラン、法人プラン、コラボレーションプランの方はこの限りではありません。ご不明な方はお問合わせください。
- ④実際に現金を返金するのではなく保育料との相殺となります。
ご利用月の翌月ご請求金額から、クーポン料金を控除してご請求いたします。

⑤入会金・年会費・月会費・特約料などには、ご利用いただけません。

2. ご利用の手順：

① 「えらべる倶楽部育児補助券」の会員氏名、会員番号が印字されていることを確認してください。

②発行日と有効期限をご確認いただき、ご利用日が有効期間内であることを確認してください。

有効期間内でなければご利用の対象となりませんので、ご注意ください。

③お子様のお名前、年齢、ご利用年月日を記入してください。

④未就学児の場合は該当欄に☑してください。

⑤保育当日に、保育者にお渡しください。(できるだけ朝の引き継ぎ時にご用意ください)

⑥保育者が保育終了時にご利用枚数分のサインをして、お持ち帰りいたします。

以上